

ちざいもん ガイドブック

商標入門編

見本



株式会社

知財アシスト

ちざいもん ガイドブック 商標入門編

【はじめに】

商標は、殆どの事業者が所有していると言っても過言ではない、事業に不可欠の知的財産です。

少なくとも、会社名称、屋号、主要商品や主要サービスの名称などの重要商標は、商標登録によってしっかり護る必要がありますが、その意識がないまま何の保護もされずに使用されている商標や、保護しているつもりがその保護が不十分で危険な状態で使用されている商標が、多数あると感じます。

このような実情をふまえ、商標の制度に関する基本的な知識や、事業との関係で気をつけておく必要があることがらを、できるだけ平易な言葉でコンパクトにまとめて、事業を営まれている方々やこれから事業を始めようとしている方々にお届けしよう・・と思い立ち、このガイドブックを制作しました。

事業に携わる方々に限らず、商標に関心をもって基礎的な知識を学びたいと考えている方々にも読んでいただける内容にしたいと考え、商標法の規定を条文どおりの言葉を使わずにまとめた解説や、特許庁で具体的に下された判断の事例（審決例）も入れています。

若干の実務経験があるとはいえ、商標について高度な専門知識を持っているとは決していけない私ごときが、このような書籍の類にあたるものを出して良いものだろうか・・と、ためらう気持ちもありましたが、そのような人間の感覚でまとめた方がかえって理解しやすいと感じてもらえる可能性もある・・と自分を励まし、数ヶ月にわたる試行錯誤を経てなんとか発刊にこぎつけることができました。

このガイドブックが、僅かでも読者各位のお役にたつことがあれば、幸いです。

令和5年11月

著者 小石川 由紀乃

株式会社知財アシスト 代表取締役／弁理士

【目次】 この見本には、目次・第1章・第2章が入っています。

1. 商標とは何か？	1
2. 「商標を使用する」とはどういうことか？	4
(1) 「商標の使用」と言える行為	4
(2) 使用していない商標も登録できるか？	5
3. 商標登録の概念	6
(1) なにが登録されるのか？	6
(2) 商標登録によって、なにが護られるのか？	6
4. 商標登録を受けるための手続き	9
(1) 商標登録出願	9
(2) 出願後の手続きの流れ	10
(3) 設定登録と更新の手続き	11
(4) 指定商品・指定役務に関する分類コード	12
(5) 指定商品・指定役務はどのように表すべきか	16
5. 拒絶理由はどのようなときに出るのか？	18
(1) 識別力がないとする拒絶理由	18
(2) 他人の商標権の効力の範囲に入るおそれがある、という拒絶理由	21
(3) 通知される可能性が比較的高いその他の拒絶理由	23
(4) 拒絶理由を通知されたらどうすれば良いか？	24
6. よくある疑問&誤解	26
疑問1：そもそも商標登録って必要なの？	26
疑問2：商標登録の申請（出願）は、弁理士に頼らずに自力で行っても大丈夫？	27
疑問3：称呼（商標の読み）の登録も申請できるの？	28
疑問4：商標登録の申請は商標を決めて使用の準備を整えてからが良いか？	29
誤解1：特定の言葉を独占的に使用するために商標登録をしたい！	30
誤解2：登録商標を使用していれば何も問題ない！	30
誤解3：普通の字体による文字商標で登録すれば万能の権利を取得できる！	32
誤解4：大事な商標は更新を続けているから、心配いらないわ！	33

1. 商標とはなにか?

商標とは、事業活動によって世の中に出された商品やサービスを、他の同種の商品やサービスから見分けるための標識（目印）です。単なる目印機能にとどまらず、同じ事業者または事業グループの商品・サービスであることを表す機能、商品の品質やサービスの内容にばらつきがないことを保証する機能、商品やサービスを広めるための宣伝広告機能が宿る知的財産です。

たとえば、特定の商品やシリーズ商品の標識として機能する商標、サービスを提供する事業者や提供場所（店舗、ウェブサイトなど）を表す商標、種々の商品・サービスに統一的に使用される企業ブランドとして機能する商標があります。

商標は形態の面からも、いくつかのグループに分類することができます。
筆者の主観により、以下のように分類してみました。

* 文字商標

特段の特徴がない字体やシンプルなデザインによる文字のみで表された商標

特許庁が指定する標準文字という字体で表されたものが多いですが、それに限るものではありません。

Panasonic

商標登録第 5136664 ほか

伊藤園

商標登録第 5487155 号ほか

ランチパック

商標登録第 5300416 号ほか

* ログマーク（ロゴ）

デザイン性が高い字体の2文字以上の文字により表された商標（ロゴタイプ）

ただし、デザイン性の高さは人の感覚によって異なり、普通の字体に近い文字による商標がロゴと呼ばれることも多く見受けられます。

普通の字体に近い文字と図形との組み合わせも、一般に、「ロゴ」と呼ばれています。

amazon.co.jp

商標登録第 5188426 号ほか

**CUP
NEEDLE**

商標登録第 1183902 号

JR

商標登録第 3032279 号ほか

* 図形商標（シンボルマーク）

特徴的な図形により表された商標

（1つの文字を図形化したものも、シンボルマークにあたりと考えられます。）



商標登録第 3085606 号
ほか



商標登録第 2332340 号
ほか



商標登録第 5682812 号
ほか



商標登録第 6120203 号

前ページにあげた3種類の商標はたいへんポピュラーなもので、殆どの事業者がいずれかのタイプの商標を使用しているのではないかと思います。

これらのほか、現在の我が国の商標制度では、以下のような商標も登録の対象になっています。

*** 立体商標**

立体的な形状によって標識として機能する商標です。

商品またはその容器の立体形状、シンボルキャラクターの立体形状などの登録例があります。



商標登録第 5384525 号
指定商品：乳酸菌飲料



商標登録第 5674666 号
指定商品：二輪自動車



商標登録第 4153602 号
指定役務：飲食物の提供



商標登録第 4157614 号
指定商品：菓子及びパン
ほか多数を指定
指定役務：飲食物の提供

*** 音商標**

視覚ではなく、聴覚で認識される商標

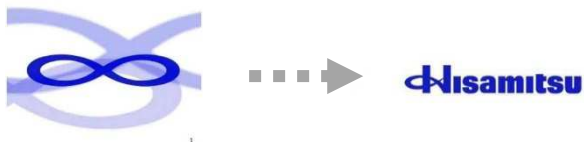
メロディ、人の声、効果音など、音により表現された商標



商標登録第 5804299 号
指定商品：薬剤（農薬に当たるものを除く。）

*** 動き商標**

時間の経過に伴って形状が変化する商標



商標登録第 5804305 号
指定商品：薬剤（農薬に当たるものを除く。）

*** ホログラム商標**

ホログラフィー等の技術によって、立体的に見える、光の反射により輝いて見える、見る方向によって表示に変化が生じる等の視覚効果が生じるようにした商標

商標登録第 5908592 号

指定役務：クレジットカード利用者に代わってする支払代金の清算 ほか多数を指定



正面から見た場合 1



やや左から見た場合 2



さらに左から見た場合 3

(いずれの見え方も頭上に照明光源が一灯ある室内環境で見たときを前提としている。)

* 位置商標

特定の図形や文字などが一定の位置に表されることを要件とする商標



商標登録第 6424592 号
指定商品：殺虫剤



商標登録第 6715275 号
指定商品：スニーカー ほか 2 点



商標登録第 6460173 号
指定商品：ジャム

破線部分は商標が付される商品の形状の一例を表すもので、商標を構成する要素ではありません。

* 色商標

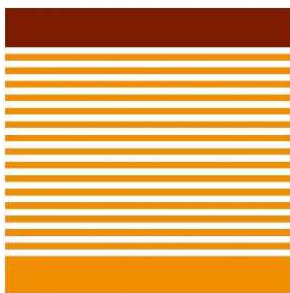
色彩のみで表された輪郭のない商標



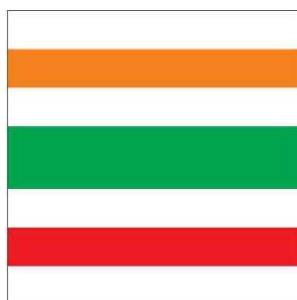
商標登録第 5930334 号
指定商品：消しゴム



商標登録第 6078470 号
指定商品：鉛筆



商標登録第 6534071 号
指定商品：即席麺



商標登録第 5933289 号
指定役務：各種小売等役務



商標登録第 6085064 号
指定役務：各種小売等役務
飲食物の提供
ほか多数を指定

2. 「商標を使用する」とはということか?

前章の冒頭に述べたように、商標は、事業活動によって世の中に出された商品やサービスを、他の同種の商品やサービスから見分けるための標識（目印）です。

商品やサービスを表すものだけでなく、それらを提供する事業者の名称やマークも、上記の標識となり得ます。ですので、殆どの事業者は、何らかの種類の商標を使用しているはずです。

(1) 商標の使用といえる行為

「商標の使用」について、商標法の第2条第3項に定義されている行為を、具体例をあげる方法でご説明します。

◎ 商品に対する商標の使用

- 商品又はその包装に商標を付ける。(第1号)
- 上記の商品を販売する。(第2号)
- 上記商標が付された商品を輸出または輸入する。(第2号)



◎ サービスに対する商標の使用の例

- サービスを提供する際に客に使用させる物品(スリッパ、タオル、食器、ショッピングカートなど)、客に譲り渡す物品(紙袋、通帳など)、客に貸し出す物品(自転車、キックボードなど)に商標を付ける。(第3号)



e. 上記の商標が付された物品を用いてサービスを提供する (第4号)



- サービスの提供のためにサービス提供者が使用する物品で客から見える状態になるもの(コーヒーサーバー、配達・運搬車両、サービスを提供する施設に設置する看板・カウンターなど)に商標を付けて、サービスを提供する。(第5号)

- 客が所有する物品(衣服、靴、車など)を預かってその物品の整備に関するサービス(クリーニング、靴修理、車検など)を実施した後に、当該物品に商標入りのラベルやシールなどをつけて客に返却する。(第6号)。

- インターネットを用いたサービスの提供(ネットショップ、ネットバンクなど)において、サービスの提供の場となるウェブサイトに商標を掲載する。(第7号)



◎ 商品・サービスに共通の使用例

- 商品やサービスに関するカタログ、チラシ、価格表、伝票などに商標を付けて、それらを配布する。
- 商品やサービスに関する宣伝のために作成したウェブサイトに商標を掲載して公開する。

(いずれも第8号)

※ 商標法第2条第3項では、上記のほか、音商標の使用行為が定義されています(第9号)。

いずれの方法による使用も、商標的な使用、つまり商品やサービスの標識として機能させていると言え
る方法で商標が使用されていることが前提となります。

たとえば、チラシやウェブサイト中の記事内に商標を®（アールマーク）付きで記載しても、商標的な使用と言えず、上記の i や j の行為には該当しない可能性があります。

(2) 使用していない商標も登録できるか？



発明（特許）やデザイン（意匠）は、アイデアや創作の新しさ、斬新さに財産価値が宿る知的財産です。したがって、使用（実用化）される予定がない発明やデザインでも登録を受けることができ、登録料さえ納付すれば、実用化されていなくとも、一定期間、権利を維持することができます。

これに対し、商標は、事業を営む者の業務上の信用が宿ることで財産価値が生じる知的財産で、事業者の業務に関する商品またはサービスに使用される商標であることが、登録の前提条件となっています（商標法第3条第1項柱書）。

ただし、日本の特許庁の審査では、商標を使用している事実を示さなければ登録が認められない、というケースは限られており※、殆どの場合、その他の登録不可要件に該当しなければ、使用しているかどうか、使用する予定があるかどうかを問われることなく、登録を受けることができます。

このため、直ちに使用する予定がなくとも、「良い名前だから将来に備えてストックしておこう」というような理由で商標登録を受けるケースや、権利範囲を広げるために、実際に使用する予定がない商品・役務まで指定して商標登録を受けるケースが、たくさんあると思われます。

このように、使用していない商標でも登録することは可能で、そのような登録をしたことで咎められる心配もありませんが、「商標を使用している」と言える状態にしておかないと、商標登録が取り消されてしまうことがあります（詳しいことは第6章の「誤解2」の項で説明します。）。

補足説明+

- ※ 商標を使用している事実を明らかにしなければ登録が認められないケース
以下のケースのいずれかにあてはまるときは、商標の使用の事実を示す証拠資料や、使用する予定があることを証明する書類（事業計画書など）の提出が必要になります。
- ・ 商品の小売または卸売に伴って提供されるサービス（「小売・卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と呼ばれますが、長いので「小売等役務」と略されています。）について、類似する関係にない複数の小売等役務が指定された場合
 - ・ 各種分野の商品を取り揃えている大型店舗の運営者にしか認められない総合小売等役務を、その種の役務を行っていないと思われる法人や個人が指定した場合
 - ・ 小売等役務以外の分野で、1区分内において23以上の類似群コードにわたる商品または役務が指定された場合

ちざいもん ガイドブック 商標入門編

2023年11月10日初版発行

著者 小石川 由紀乃

発行 株式会社知財アシスト

〒541-0045 大阪市中央区道修町2-1-10 T・M・B道修町ビル3階

URL:www.chizai-assist.com

TEL: 06-6228-5772 E-mail: desk@chizai-assist.com

本ガイドブックの本文の文責および著作権は、発行元の株式会社知財アシストに帰属します。

本ガイドブックのデータファイル（PDF）は、ダウンロード購入された方がご自身で使用される目的に限り、複数のデバイス（PC、スマートフォン、USBメモリなど）やクラウドストレージへの保存、ならびに印刷をすることができます。

それ以外の目的による複製行為や他人への本ガイドブックの譲渡（一部情報のみの転送・印刷したものの配布を含む。）については、固くお断りいたします。

会社やグループ等での利用のために多数の部数を必要とされる場合は、発行元までご相談下さい。